

○陸前高田市排水設備工事指定店に関する規則

平成11年2月9日

規則第2号

改正 平成12年3月31日規則第52号

平成17年3月4日規則第3号

平成23年10月28日規則第7号

平成24年6月29日規則第15号

平成28年8月10日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、陸前高田市下水道条例（平成10年条例第26号。以下「条例」という。）第7条の排水設備工事指定店（以下「工事指定店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 条例第7条に規定する排水設備等の新設等（新設、増設又は改築（撤去を含む。）をいう。）の工事をいう。
- (2) 責任技術者 岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者規則に基づき排水設備工事責任技術者名簿に登録された者をいう。

(工事指定店の要件)

第3条 工事指定店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 岩手県内に事業所があること。
- (2) 他の事業所に属さない専属の責任技術者を有していること。
- (3) 工事の施行に必要な設備及び機械器具を有していること。
- (4) 次に掲げるもののいずれにも該当していないこと。
  - ア 指定を受けようとする者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合
  - イ 指定を受けようとする者（法人にあっては代表者）が責任技術者として

の登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定を受けようとする者が第10条第2項の規定により工事指定店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 指定を受けようとする者が法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定を受けようとする者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として工事指定店の指定を受けることができない。

(指定の申請)

第4条 工事指定店の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定店指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書(様式第2号)

(2) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し、個人にあつては、住民票の写し

(3) 責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し及びその雇用関係を証する書類

(4) 工事の施行に必要な設備及び機械器具調書(様式第3号)

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(工事指定店の指定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、工事指定店として指定し、排水設備工事指定店指定証(様式第4号。以下「指定証」という。)を交付する。

(工事指定店の責務)

第6条 工事指定店は、下水道に関する法令、条例及び規則に従い、誠実に工事を施行しなければならない。

2 工事指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

- (2) 工事は適正な工費で施行し、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 工事指定店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第6条に規定する排水設備等の工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事の設計及び監督は、責任技術者が行わなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 第5条に規定する指定の有効期間は、工事指定店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。

(継続指定)

第8条 工事指定店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き工事指定店としての指定を受けようとするときは、その有効期間満了の日の30日前までに排水設備工事指定店継続指定申請書(様式第5号)に第4条に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項に規定する申請書の提出があった場合について準用する。

(指定の辞退及び変更の届出)

第9条 工事指定店は、第3条第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき、又は工事指定店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに、指定証を添えて、排水設備工事指定店指定辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 工事指定店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに排水設備工事指定店変更届(様式第7号)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 名称又は組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。

- (3) 責任技術者に異動があったとき。
- (4) 事業所を移転したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長に届け出た事項に変更があったとき。

3 前項の場合において、指定証の記載事項に変更があるときは、工事指定店は、指定証を市長に提出し、新たに指定証の交付を受けるものとする。

(指定の取消し又は一時停止)

第10条 市長は、工事指定店から前条第1項の規定による届出を受理したときは、指定を取り消すものとする。

2 市長は、工事指定店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第6条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど工事指定店として不相当と認められたとき。

(指定等の告示)

第11条 市長は、工事指定店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。

- (1) 工事指定店を指定したとき。
- (2) 工事指定店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第52号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月4日規則第3号)

この規則は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

附 則 (平成23年10月28日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第15号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年8月10日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する

様式第1号(第4条関係)

排水設備工事指定店指定申請書

年 月 日

陸前高田市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

代表者の氏名

電話番号

排水設備工事指定店の指定を受けたいので、陸前高田市排水設備工事指定店に関する規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

事業所	所在地	電話番号		
	名称			
排水設備工事 責任技術者	氏名		登録番号	
	氏名		登録番号	
	氏名		登録番号	
備考				

- 添付書類 (1) 第4条に規定する誓約書(様式第2号)  
(2) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し  
(3) 個人にあつては、住民票の写し及び経歴書  
(4) 排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類  
(5) 設備及び機械器具調書(様式第3号)  
(6) 従業員名簿  
(7) その他( )

(A4)

様式第2号(第4条関係)

誓 約 書

指定を受けようとする者及びその役員は、陸前高田市排水設備工事指定店に関する規則  
第3条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名(名 称)

代表者の氏名

㊞

電 話 番 号

陸前高田市長 殿

(A4)

様式第3号(第4条関係)

設備及び機械器具調書

転 圧 機	
工事用車両	
測 量 器 具	
安 全 保 安 用 具	
そ の 他	

(A4)

排水設備工事指定店指定証

年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称)

代表者の氏名

陸前高田市長 戸羽 太 印

陸前高田市排水設備工事指定店として、次のとおり指定する。

記

指 定 番 号 第 号

指定有効期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

様式第5号(第8条関係)

排水設備工事指定店継続指定申請書

年 月 日

陸前高田市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名 称)

代表者の氏名

電 話 番 号

排水設備工事指定店の継続指定を受けたいので、陸前高田市排水設備工事指定店に関する規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事 業 所	所 在 地	電 話 番 号		
	名 称			
排水設備工事	氏 名		登録番号	
	氏 名		登録番号	
責任技術者	氏 名		登録番号	
	氏 名		登録番号	
継続前の指定年月日及び指定番号		年 月 日 第 号		
備 考				

- 添付書類 (1) 第4条に規定する誓約書(様式第2号)  
(2) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し  
(3) 個人にあつては、住民票の写し及び経歴書  
(4) 排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類  
(5) 設備及び機械器具調書(様式第3号)  
(6) 従業員名簿  
(7) その他( )

(A4)

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

陸前高田市長 殿

排水設備工事指定店指定辞退届

届	指 定 番 号	第 号
	工事指定店名	
	代表者氏名	
	事業所所在地	電話番号
出  業  者	辞退の理由	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	

(A4)

様式第7号(第9条関係)

排水設備工事指定店変更届

年 月 日

陸前高田市長 殿

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)

代表者の氏名

電話番号

下記のとおり変更したので、陸前高田市排水設備工事指定店に関する規則第9条第2項の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後

(A4)

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)